

第4 社会保健省 (Ministry of Social Affairs and Health)

1 訪問日 2018年9月6日

2 訪問先担当者 Ms. Laura TERHO、Ms. Kirsi KAIKKO

3 訪問先の概要

社会保健省 (国民の健康と機能、健康的な労働環境と男女平等を促進するためのフィンランドの省)

4 聴取事項

(1) Ms. Laura TERHO (弁護士)

ア イスタンブール条約の批准の経緯

批准のための広範な分野を超えたワーキンググループをつくった。批准の過程で、DV や女性に対する暴力に関する議論が高まり、シェルターに関する新しい法律もできた。2015年に批准した。フィンランドでは、条約は女性だけでなく、DVの被害者である子どもや男性にも適用される。条約の10条は、条約の実施のための調整機関の設立を規定・要求しているため、2017年初めに、「女性の暴力とDV対策委員会」を作った。これは、社会保健省の下にはあるが、分野を超えたものであり他の省庁からもたくさんの方が参加している。1年に4回の会議があるが、そのほかにワーキングコミティーも、NGOが参加することもある。

イ シェルター (23条)

条約批准より前はシェルターに関する法律はなかったが、2015年にシェルター法が成立した。自治体が一般的な社会保障法制の中でシェルターを確保することを義務づけられていたが、財源が不安定だったため、国が財源を提供するように移管した。

2018年の資金は1750万ユーロであったが、2019年は2000万ユーロになる予定である。the National Institute for Health and Welfare (国立衛生福祉研究所) が全体の調整をやっており、サービス提供者の選定にも関わっている。サービス提供者の多くはNGOである。2015年には18か所118世帯分のシェルターしかなかったのが、2018年には27か所179世帯分となった。

ただ、フィンランドは、国土が広いわりには人が少なく、遠く離れた地域ではシェルターが行き届いていないため、シェルターネットワークを強化する必要がある。その取り組みとして、リモートシェルターという取り組みがある。「子どもの家」にシェルターの機能を担わせて、そこにはシェルターとしての専門スタッフはいないが、別のメインのところに社会心理的な専門家がいてそこからケアを得られるようになっている。

ウ 電話のホットライン (24条)

2016年12月から始まった制度である。24時間体制のホットラインであり、通話無料、匿名の相談も可能である (電話の請求書にも架電の記録が載らない)。調整役は、国立衛生福祉研究所、ヘルスアンドウェルフェア (NGO) によって提供されている。財源は、割増で徴収した罰金を当てている。

エ 性暴力の被害者に対するサポート (25条)

2017年4月、ヘルシンキ大学病院 (HUS) 内に、国立衛生福祉研究所と共同で HUS

女性病院が、最初のサポートセンターを設立した。

トランス、男性、あらゆるジェンダーに開かれており、被害者に無料で包括的なワンストップサービスを提供している。現在はヘルシンキに1か所だけであるが、5か所あるのが理想的だと考えている。

(2) Ms. Kirsi KAIKKO (弁護士、社会保険省のシニアスペシャリスト)

ア 離婚後の子の監護

すべての親は、子どもの年齢と成長の段階に応じて安全で適切な環境で子を監護する義務がある。離婚後、共同監護の場合、離婚前と同様に合意で物事を決める必要がある。監護について合意がまとまらない場合には、裁判所が、子の意思も考慮にいれて監護者を決める。両親が精神疾患等子の養育ができない場合には1人あるいは複数の者が両親とともに、又は、両親に代わり監護者になる場合もある。裁判所は、監護者を決める際に、監護するものの責務も決めるし、面会交流の時間等を決めることもある。

イ 面会交流

(7) 面会交流についての取決め

面会については「ラストエンバルボヤ」(lastenvalvoja=child welfare supervisor (子どもを見守る人という意味))と呼ばれる専門家が関与する。ラストエンバルボヤは、法律の知識が必要なので、弁護士かソーシャルワーカーの資格を持っていることが多い。

ラストエンバルボヤは、まず、両親と話し、面会について法律の説明をする。当事者間で話し合いができる場合には、ラストエンバルボヤが、合意の内容が子どもに福祉に適っていることをチェックし合意書に署名する。署名すると、その合意が子の福祉に適っていることの証明となり、判決と同じ効力を持つ。合意書を Social Welfare Board (社会福祉部局) に提出する義務はないが、提出すれば、福祉サービスの便宜を受けることができる。ラストエンバルボヤの認証には費用はかからない。

合意ができない場合には、裁判所で争うことになる。裁判所が直接子どもの意思を確認することもあるが、社会福祉部局が家庭訪問をし、両親、又は、片方ずつの親と子どもが一緒にいる状況を確認し、子どもの養育状況などの情報を裁判所に提出することもできる。

また、ラストエンバルボヤが、証人として証言したり、報告書を裁判所に提出することもある。

面会についての合意や裁判所の決定が守られない場合には、間接強制をすることもできる。

(4) DV ケースの面会交流

DV ケースだということは手続きのあらゆる段階で考慮されるが、DV ケースであることを認めてもらうには証拠が必要である。

子の安全を確保する必要がある場合には、裁判所は、立会人付きの面会を命令する。

立会人は、別居親がまず、アルコールを飲んでいないか等面会のできる状態かど

うかをチェックする。また、面会中に問題があれば、介入することもある。立会人が見たこと、感じたことはラステンバルボヤに報告される。

立会人の多くは、ソーシャルサービスのバックグラウンドのある人である。

立会人付きの面会については、公的なものだけでなく民間の事業のものもあるが、いずれも自治体のサービスとして自治体が責任を持っている。



(訪問時の様子)

5 訪問を終えて

女性に対する暴力やDVの被害者を支援について、イスタンブール条約の果たしている役割は大きいと感じた。

面会交流について、裁判所が関与しない場合でも、ラステンバルボヤという専門家が、合意内容が子の福祉に適っているかどうかチェックしたり、合意書を認証するなど、面会交流にかかわっているが、これは日本にはない制度である。また、立会人付面会も福祉サービスとして無料で受けられる点も日本と大きく異なる点であるが、福祉サービスが充実していることを実感した。

以上

(奥村 朋子)